

# 短期入所療養介護料金表

## 1. 基本料金

居室	介護度	利用料金（総額）	自己負担額（1割）
多床室	要介護1	8,416円	842円
	要介護2	8,923円	892円
	要介護3	9,572円	957円
	要介護4	10,110円	1,011円
	要介護5	10,667円	1,067円

居室	介護度	利用料金（総額）	自己負担額（1割）
個室	要介護1	7,635円	764円
	要介護2	8,122円	812円
	要介護3	8,761円	876円
	要介護4	9,309円	931円
	要介護5	9,846円	985円

### 【特定短期入所療養介護費】

中重度者等の生活の質の向上、家族等の介護負担の軽減等の観点から、日帰り利用を行った場合。

介護度	利用時間	利用料金（総額）	自己負担額
要介護1～要介護5	3時間以上4時間未満	6,591円	660円
	4時間以上6時間未満	9,207円	921円
	6時間以上8時間未満	12,867円	1,287円

## 2. 加算等料金

加算の名称	説明	利用料金（総額）	自己負担額（1割）
送迎加算	心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要な場合、送迎を行います。	1,865円	187円／片道
夜勤職員配置加算	介護サービスの質の向上を行うべく、施設基準を上回る職員配置を行った場合に算定します。	243円	25円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員のうち介護福祉士が80%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置されている場合に算定します。	223円	23円／日
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が計画書を作成し、個別リハビリを20分以上実施した場合に算定します。	2,433円	244円／日
重度療養管理加算	要介護4又は5であって別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理が必要な場合に算定します。	1,216円	122円／日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定します。	81円	9円／食
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等を1つ以上導入して業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出している場合に算定します。	101円	11円／月
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であり、退所時指導等の要件が満たされた場合に算定します。	517円	52円／日
総合医学管理加算	10日を限度として対象者のみ算定します。	2,789円	279円／日
介護職員処遇改善加算Ⅰ（Ⅰ）	職場環境等要件に取り組みを区分ごとにそれぞれ2つ以上取り組んでいる場合に算定します。	※1	

※1 介護職処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の算定方法は「介護報酬の総単位数に9.7%を乗じた単位数」となっており、個々に違った単位数や自己負担額になります。

### 3. その他の料金(介護保険の適用はありません)

多床室		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	610円
	個室	550円	550円	900円	900円	900円
食費		300円	600円 (朝食のみ は360円)	1,000円 (朝食のみ は360円)	1,300円 (朝食のみ は360円)	朝食360円 昼食830円 夕食700円

※ 昼食にはおやつ代が含まれています。

※ 外出等での食事キャンセルについて、昼食は当日9時半までに、夕食は当日15時半までに、朝食は前日の18時までに連絡がない場合には、食事代を請求させていただきます。

※ 減免対象者の施設基準額: 多床室 437円・食費 1,445円

※ ・第1段階: 生活保護者等

・第2段階: 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額等が80万円以下の方

・第3段階①: 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額等が80万円超の方120万円以下

・第3段階②: 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額等が120万円超の方

・第4段階: 市区町村民税課税世帯

名称		金額(単価)
理美容代	1回あたり	2,100円
パーマ代	1回あたり	3,500円
毛染め代	1回あたり	3,500円
テレビ使用料	1日あたり	130円
電気器具使用料	1日あたり	100円

☆テレビ使用料とは

施設で用意するテレビを居室で利用する場合の料金です。

☆電気器具使用料とは

個人専用の家電製品の電気料金です。